



2024年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社ワキタ  
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二  
(コード番号 8125 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員総務部長 成山 敦彦  
(TEL. 06-6449-1901)

## 株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2024年5月23日開催予定の第64回定時株主総会における議案について、2024年3月19日付で、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタルより、株主提案権行使に係る書面を受領していましたが、2024年4月17日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP  
及び株式会社ストラテジックキャピタル

#### 2. 提案内容

##### 1) 議題

- (1) 剰余金を処分する件
- (2) 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件
- (3) 取締役会の議長に係る定款変更の件
- (4) 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

##### 2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま掲載しております。

### 3. 当社取締役会の意見

#### 1) 議題(1) 剰余金を処分する件

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、株主還元を一層強化するために、2022年4月8日公表の『「2025 中期経営計画」(2023年2月期～2025年2月期) 策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2023年2月期から2025年2月期までの3年間、每期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を100%とする方針を定めております。

中期経営計画の2年目である2024年2月期は、2024年1月26日の「業績予想及び配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」で公表しました通り、当社普通株式1株につき金62円の配当を実施することを、2024年5月23日開催予定の第64回定時株主総会に会社提案として上程する予定であり、当該配当に係る議案が承認可決されれば、自己株式取得と合わせた総還元性向が133%となり、中期経営計画における株主還元方針である100%を大幅に上回る予定であります。

##### (2) 理由

当社は、2024年4月12日の「2024年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表しました通り、2025年2月期の配当性向は100%とする旨を予定しております。

本提案は2024年2月期における配当金をDOE6%相当額とすることを内容とするものであるところ、本提案に従った配当を行う場合、その配当額が2024年2月期における当期純利益の額を大幅に超過する結果となることを踏まえ、本提案は、事業の維持・拡大のための将来における投資及びその前提となる資金確保の必要性を十分に考慮しない短期的な視点に立脚したものであって、中長期的な企業価値の向上の観点から適切でないものと考えております。また、このような配当を行わなくとも、上記の各方針に基づく株主還元によって、株主の皆様に対する安定配当や十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることは可能と考えております。

## 2) 議題(2) 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社取締役会は、それぞれ企業経営、業界知見、財務、人事、法務等の知識・経験を持ち、いずれも当社事業に精通している業務執行取締役及び個々の専門的な知見からの助言・提言を行う社外取締役とで構成されており、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながる経営上の意思決定及び業務執行の監督がなされているものと考えております。

本提案において、「企業価値向上委員会」は、「当会社の社外取締役に加え、(中略)直近の年度末時点において当会社の発行済株式総数の3%以上を保有し、委員就任を希望する株主からなる委員により構成され」、「自らの裁量で外部アドバイザーを選任(できる)」とされておりますが、株式保有の有無にかかわらず、優れた知見を有する方を社外取締役に迎え、株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことが当社の企業価値向上に資すると考えており、新たな機関の設置は不要であると考えられます。

### (2) 理由

当社は、従前より株主総会や決算説明会、面談等において頂いた株主の皆様のご意見を参考とし、また必要に応じて外部アドバイザーからの助言を得ております。その上で取締役会にて当社の企業価値の持続的な向上の観点から、事業施策、財務施策、コーポレートガバナンスに関する施策に係る意思決定を行っており、本提案における「企業価値向上委員会」のような新たな機関の設置は不要と考えております。

なお、提案の理由で抜本的な経営改革の一例として掲げられている不動産投資信託(リート)の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、2022年4月に公表した「2025中期経営計画」においても、不動産賃貸業を含む不動産事業は安定収益事業として重要な事業のひとつと位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元を資するものであると考えております。

### 3) 議題(3) 取締役会の議長に係る定款変更の件

#### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、他の取締役や、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、監督機能は十分機能しているものと認識しております。

#### (2) 理由

当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、このような体制のもと、取締役会前日までに重要議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、また、議案の審議に十分な時間を確保しております。

実際にも、当社の取締役会では、社外取締役による適切な助言・提言を含め活発な議論が行われ、そのような議論を尽くした上で最適な決定を行っており、また、取締役会の実効性評価においても、監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。このように、当社の取締役会については、上記の体制のもと、取締役会による監督機能が十分機能しているものと認識しております。

#### 4) 議題(4) 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別報酬等は、代表取締役に関する報酬等を含め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で取締役会において答申内容を尊重し決定することとされております。このような手続により、取締役の個人別報酬等の決定に対する独立性・客観性は確保されているものと考えております。

##### (2) 理由

本提案は、代表取締役に係る個人別報酬等の開示の実施を当社定款に規定することを求めるものであるところ、当社は、代表取締役を含む取締役の報酬等の開示につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しており、当社取締役会としては、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っているものと認識しております。なお、当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が1億円以上となる者がいないため、法令に則り、有価証券報告書において個人別の報酬額を開示しておりません。

当社取締役会としては、代表取締役を含む当社役員の報酬額の決定の手続及び開示の方法ともに適切なものであり、本提案に係る定款変更を行う必要はないと考えております。

以 上

(別紙.「本株主提案の内容」)

※提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま掲載しております。

## 提案の内容

以下の2から4までの議案(以下「本議案」という。)については、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決又は否決により、本議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8125-WAKITA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

### 1. 剰余金を処分する件

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第64期末における1株当たり純資産(発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。)の金額(小数点以下切り捨て。以下同じ。)に0.06を乗じた金額(以下「DOE6%相当額」という。)から、第64回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款34条に基づいて第64回定時株主総会の開催日までに2024年2月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額(以下合わせて「会社配当金額」という。)を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第64回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第64回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第64回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(企業価値向上委員会)

第29条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う企業価値向上委員会を取締役会の下に設置する。

2. 企業価値向上委員会は、当会社の社外取締役に加え、創業者である脇田富美男氏の2親等以内の親族または姻族である個人(以下「創業者親族」という。)および創業者親族が議決権の過半数を保有する会社(以下「創業家等」という。)を除く、直近の年度末時点において当会社の発行済株式総数の3%以上を保有し、委員就任を希望する株主からなる委員により構成される。

3. 企業価値向上委員会は、自らの裁量で外部アドバイザーを選任し、当該外部アドバイザーは、当会社取締役会から独立した立場で、次項に定める企業価値向上委員会の活動に関する助言を与えることができる。

4. 企業価値向上委員会は、当会社取締役会とは独立し、当会社の企業価値向上を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。

(1) 当会社の企業価値向上に資する全般的な事業施策(不動産事業の改革を含

むがこれらに限られない。)、財務施策(資本コストの評価・把握および資本効率の改善に向けた経営指標の設定などの資本政策を含むがこれらに限られない。)及びコーポレートガバナンスに関する施策(これらを総称して以下「企業価値向上策」という。)に関する、創業家等を含む株主からの意見聴取

(2) 収集した情報を踏まえた企業価値向上策の検討および取締役会への提示

(3) 取締役会に提示する企業価値向上策および提示の際にあわせて提供した参考資料などに関する株主及びその他のステークホルダーへの説明

5. 企業価値向上委員会の開催は四半期に1回以上とし、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役が招集する。企業価値向上委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、企業価値向上委員会において定める企業価値向上委員会規則による。

6. 委員及び外部アドバイザーの報酬を含む企業価値向上委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

### 3. 取締役会の議長に係る定款変更の件

現行の定款の第22条を以下のとおり変更する。

現行定款

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2. 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たる。当該社外取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の社外取締役が議長となる。社外取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

### 4. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

提案の理由

#### 1. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2023年2月末現在で、約71%と非常に高い。加えて、当社は政策保有株式等の本業とは無関係の資産も保有している。そのため、DOE6%(2023年11月期末で119円)を株主還元方針としていただきたい。

ROEが6%に満たない場合は、配当性向が100%を越えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針

を示すべきである。

当社は現在、総還元性向100%を株主還元の方針としているが、当社の時価総額は2024年3月11日時点で約798億円程度であることに加え、創業家等の安定株主の比率が50%を超えているものと推測され、市場からの自己株式取得はさらなる流動性の低下に繋がる。そのため、株主還元は配当を基本とし、自己株式は、別途安定株主から取得することが望ましい。

## 2. 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件

当社のPBRは、2010年以降一度も1倍を上回っておらず、抜本的な経営改革や資本政策の変更が必要である。

例えば、当社は2023年2月期末現在で時価566億円にも上る賃貸等不動産を保有しているが、これを不動産投資信託（以下「リート」という。）へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリートの運用会社となれば資本効率は大幅に改善する。

また、当社の中期経営計画におけるROE目標は僅か5%であり、提案株主は計画の見直しを求めてきた。

しかしながら、当社はこのような提案を全く取り入れず、低迷する株価を放置しており、創業者親族による経営が企業価値向上の障害になっていることが懸念される。

そのため、創業者親族を除く大株主および社外取締役をメンバーとした委員会を設立し、外部アドバイザーの知見も活用しながら、取締役会からは独立した立場で当社の企業価値向上に向けた検討を行い、中期経営計画を策定し直すべきである。

## 3. 取締役会の議長に係る定款変更の件

コーポレートガバナンス・コードの原則4-3は、取締役会に対し、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たすことを求めている。

この点、当社においては実質的な筆頭株主である創業者親族の脇田貞二氏が代表取締役社長及び取締役会議長を兼ねており、取締役会の監督機能には疑問を持たざるを得ない。

当社の株価はPBR1倍を恒常的に下回って推移しており、取締役会は、経営陣が株主価値の向上に資する業務執行を行っているか否かを監督する機能を強化すべきである。そのため、取締役会議長は、業務執行者ではなく社外取締役が務め、コーポレートガバナンスをさらに改善するべきである。

## 4. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

当社の株価はPBR1倍割れが継続しているが、当社の経営陣は株主価値の向上が期待できる抜本的な施策を実施できていない。提案株主は、代表取締役社長が当社の株価水準が低迷する中で過大な報酬を得ていることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブが欠如し、その結果株価の低迷が引き起こされているとの懸念を抱いており、その懸念の払しょくを目的として個別報酬の開示を求めるものである。

当社は、任意の指名・報酬委員会が設置されているものの、実質的な筆頭株主である創業者親族の脇田貞二氏が議長となっており、代表取締役社長に対する個別報酬の監督機能が十分に働いていない可能性が考えられる。従って、当社は、代表取締役の報酬を個別に開示することで、代表取締役の報酬が適正なものであることを示すべきである。

以上